

別紙2 施設別シート（尼崎市立城内地区自動車駐車場）

1 施設の情報

名 称	尼崎市立城内地区自動車駐車場
設置目的	城内地区を訪れる市民等の利便を図るとともに、城内地区における良好な都市環境と道路交通の円滑化を図るため
所在地	尼崎市南城内 10 番地の 2
面積	敷地面積 1337.31 m ²
収容台数	普通自動車 37 区画 大型自動車 2 区画（同時に 3 台の駐車を希望される場合には要相談）
供用開始	令和 2 年 10 月 10 日
設備概要	駐車券発行機（1 台）、全自動料金精算機（1 台）、カーゲート（2 台）、満空表示灯（1 台）、出庫注意灯（1 台）、オートホン及び遠隔受信装置（1 台）、割引認証機（1 台）
その他	

2 主な管理の条件及び管理の基準等

指定管理者が行う業務	尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例第 16 条各号に掲げる以下の業務とする。（以下、条例抜粋） (1) 駐車場の利用及びその制限に関すること。 (2) 料金の徴収、減免及び還付並びに割増金の徴収に関すること。 (3) 駐車場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。 (4) その他市長が必要と認める業務
指定管理者に期待する事項	管理業務とは別に（管理業務の実施に当たっては）次の事項を期待する。 (1) 駐車場利用台数の増に関する取組
営業時間	24 時間営業
営業日	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
大型自動車について	大型自動車の駐車場の利用については、尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例第 6 条の規定に基づき行う。
インセンティブ	管理業務実施要項を参照すること。

3 参考資料等（別添）

- ・城内地区自動車駐車場平面図